

南海トラフ地震防災対策推進地域内の事業者は 津波避難計画の作成が必要です



平成26年3月、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、大分県内の16市町村が推進地域に指定されました。推進地域内の関係事業者は、津波避難計画等を定めた対策計画又は南海トラフ地震防災規程を平成26年9月29日までに作成し、県知事など関係機関に届け出ることが定められています。未届けの関係事業所につきましては、早急に届出をお願いします。

南海トラフ地震防災対策推進地域

大分市 別府市 中津市 佐伯市 臼杵市 津久見市
豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東市 姫島村 日出町
竹田市 豊後大野市 由布市 九重町

※計画作成の対象となるのは、推進地域のうち津波により30cm以上の浸水が想定される区域内の右記事業所です。(ただし、竹田市、豊後大野市、由布市、九重町には浸水想定区域はありません。)

対策計画を作成する必要がある事業所

- ・病院、劇場、百貨店、旅館など不特定多数の者が出入りする施設
- ・石油類、火薬類、高圧ガスの製造、貯蔵、処理又は取り扱い施設
- ・鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ・学校、社会福祉施設、水道、電気、ガス、通信、放送事業 等

対策計画で定める事項

- 津波からの円滑な避難の確保に関する事項～避難場所、避難経路、避難予想人数等を定めます。
- 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項～防災訓練の内容、実施方法等を定めます。
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項～職員等に対して、大地震発生時に各々が果たすべき役割等に沿った防災教育を実施するものとし、その内容、実施方法を定めます。

消防計画・予防規程・危害予防規程等を作成している事業所の場合

消防法などに基づく消防計画等を作成している事業所は、消防計画等に上記事項を定め（これを「南海トラフ地震防災規程」という。）消防本部（局）など、届出機関へ変更の届出をしてください。

また、届出をしたときは、所在地の市町村へ計画書の写しを提出してください。

届出先

○ 対策計画を作成した場合（右記あて提出）

- ・県知事宛の届出書と対策計画正本1部
- ・市町村長宛の送付書と対策計画の写し1部

（※市町村長宛の送付書と対策計画の写しは、防災危機管理課から各市町村に送付します。）

○ 消防計画等を変更した場合

消防計画を変更した場合と予防規程等を変更した場合とで、届出先や部数が異なりますので、詳しくは、大分県生活環境部防災危機管理課までお尋ねください。



〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部防災危機管理課

電話 097-506-3067

※「市町村の浸水予測図」、「対策計画作成手引き」、「届出書及び送付書様式」につきましては、大分県ホームページ (<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13550/taisakukeikaku.html>) をご参照ください。詳しくは「大分県生活環境部防災危機管理課」にお問い合わせください。